

## 三郷市マスコットキャラクター使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、三郷市マスコットキャラクター「かいちゃん」「つぶちゃん」(以下「キャラクター」という。)のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「キャラクター」とは、市が定めたマスコットキャラクターの基本デザイン(別図)及び市長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

### (著作権)

第3条 キャラクターの著作権は三郷市に帰属し、そのデザインを無断で、複製・改変・切除・二次使用等してはならない。

### (使用者)

第4条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 三郷市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) キャラクターのイメージや品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を

与え、または与えるおそれのあるとき。

( 6 ) その他、その使用が著しく不適當であるとき。

( 使用承認申請 )

第 5 条 営利を目的としてキャラクターを使用する場合には、あらかじめ三郷市キャラクター使用承認申請書( 様式第 1 号 )に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 キャラクターの立体物および動画を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認を受けなければならない。

( 使用の承認 )

第 6 条 市長は前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは三郷市キャラクター使用( 変更 )承認通知書( 様式第 2 号 )により通知するものとする。

2 市長は使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

( 使用料 )

第 7 条 キャラクターのデザイン使用料は、無料とする。

( 使用承認期間 )

第 8 条 使用承認期間は、承認日から 3 月 3 1 日までを限度とする。ただし、更新は妨げない。

( 使用上の遵守事項 )

第 9 条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

( 1 ) 使用者はキャラクターの使用後、氏名・住所を添えて完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについて

は、その写真をもって代えることができる。

- (2) 使用するデザインは、デザイン集に定めたものとする。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。
- (4) 「三郷市キャラクター「かいちゃん&つぶちゃん」」との表記を付すこと（別記「使用例」参照）。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「©三郷市 2009」、「かいちゃん&つぶちゃん」の表記をもって代えることができる。なお、市長が認めた場合はこの限りでない。

2 マスコットの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 年度ごとに三郷市キャラクター使用商品等販売状況報告書（様式第3号）を提出すること。

（承認内容の変更）

第10条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）

が承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ三郷市キャラクター使用承認変更申請書（様式第4号）を市長に提出しその承認を受けなければならない。

2 市長は前項の規定に基づき承認することが適当と認めたときは三郷市キャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても第9条の規定を順守しなければ

ならない。

(違反等に対する取扱い)

第11条 キャラクターを使用している者が、第9条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2 使用者が、第9条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(責任の制限)

第12条 使用者がキャラクターのデザインの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市長は損害賠償、損失補償その他法律上の責めを負わない。

(補則)

第13条 この要領に定めるものの他、キャラクターの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年6月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

三郷市キャラクター使用承認申請書

平成 年 月 日

三郷市長 へ

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名） 印

下記のとおり、三郷市マスコットキャラクターを使用したいので申請します。

記

- 1 使用目的及び使用方法
- 2 使用期間  
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 使用デザインナンバー
- 4 連絡先（担当者、電話番号）
- 5 添付書類  
企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第2号（第6条、第10条関係）

三郷市キャラクター使用（変更）承認通知書

平成 年 月 日

様

三郷市長

平成 年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの使用（変更）については、下記のとおり承認・不承認しますので通知いたします。

記

1 承認内容

- （1）三郷市キャラクター使用承認（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）三郷市マスコットキャラクター使用取扱要領を遵守すること。

2 承認期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 承認番号

号
---

4 使用条件等

様式第3号（第9条関係）

三郷市キャラクター使用商品等販売状況報告書

承認番号 \_\_\_\_\_

使用者（名称・代表者名） \_\_\_\_\_

担当者名・電話番号 \_\_\_\_\_

使用 方 法	商品の品種・種類	商 品 名	販 売 期 間	販 売 総 額	内 訳 (単価及び販売数量)	販 路	備 考
商品 パッケージ その他 ( )			年 月 日 ~ 年 月 日	円		自店 百貨店 スパー コビニ 専門店・量販店 その他( )	
商品 パッケージ その他 ( )			年 月 日 ~ 年 月 日	円		自店 百貨店 スパー コビニ 専門店・量販店 その他( )	
商品 パッケージ その他 ( )			年 月 日 ~ 年 月 日	円		自店 百貨店 スパー コビニ 専門店・量販店 その他( )	

様式第4号（第10条関係）

三郷市キャラクター使用承認変更申請書

平成 年 月 日

三郷市長 へ

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）